普通預金

平成30年4月16日現在

		平成30年4月16日現在	
商品名	普 通 預 金		
販売対象	・法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体 等		
期間	・期間の定めはございません。		
預入			
(1)預入方法	・随時預入		
(2)預入金額	•1円以上		
(3)預入単位	•1円単位		
払戻方法	・随時払戻しできます。		
利息			
(1)適用金利	·変動金利		
	・毎日の店頭表示の利率を適用します。		
(2)利払方法	・年2回(2月、8月)の当庫所定の日に元金に組み入れます。		
(3)計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算		
税金野数料		こは20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
	(但し、マル優利用の場合は除きます。)		
	※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、		
	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。		
	・法人は総合課税(非課税対象先もあります)となります。		
		ードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。	
	(詳しくは「手数料一覧」をご覧下さい。)		
付加できる特約事項	・個人取引の場合は、「総合口座」の取扱いができます。		
	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)		
	・個人のものはマル優の取扱いができます。		
中途解約時の取扱い			
金利情報の	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当庫ホームページ内「預金金利情報」「商品サービスのご案内」		
入手方法	または窓口へご照会ください。		
苦情処理措置•紛争解決措置		本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時~17時、	
	口用处空泊區	電話:0120-964-522)にお申し出ください。	
	纷 争解決措置	富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)金沢弁護士会紛争解決センター	
		(電話:076-221-0242)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会	
		(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の	
		の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・	
		で要望受付窓口」(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、	
		上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。	
		一、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、	
		の、来京の三开設工会は、来京都以外の各地のお各さよにもこ利用いただけより。その際には、 ①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システ	
		ム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管	
		し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見·ご要望窓口」	
 		もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
		配当金、公社債元利金等の自動受取及び公共料金、クレジット等の自動支払いにご利用いただ	
マクル 全本	けます。		
その他参考 となる事項	・決済用預金(無利息型普通預金)へ切り替えいただけます。		
	・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその		
	(国金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くてれらの預金元本を告託して1,000万円までとての利息が保護されます。)		
	利息が保護	<u> </u>	

